

(様式ー1)

(令和7年4月作成)

事務処理フロー図

事務名 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請事務

作成部署 主税局課税部法人課税指導課法人事業税班 電話 5388-2963

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	要件審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について、審査基準を満たしているかどうかを審査します。 書類審査後、電算入力処理（10日程度）を行います。
3	決定手続	承認又は却下の決定を都税事務所長が行います。
4	通知	特例の適用を受けようとする期間が相当でない法人及び特例の申請を却下した法人のみ文書で通知します（申請書に記載された指定を受けようとする期間の開始の日までに承認または却下の通知が送付されない場合は、申請どおりに特例の適用を受ける期間が指定されたものとみなします。）。)
5		
6		
7		
8		
9		